政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県条例第35号

政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年岩手県条例第45号)の一部を次のように改正する。		
	改正前	改正後
1	(資産等報告書等の提出)	(資産等報告書等の提出)
	第2条 県議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により県	第2条 県議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により県
	議会の議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上	議会の議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上
	補充により当選人と定められた県議会の議員にあってはその当選の効力発	補充により当選人と定められた県議会の議員にあってはその当選の効力発
	生の日とする。次項において同じ。) において有する次の各号に掲げる資	生の日とする。次項において同じ。) において有する次の各号に掲げる資
	産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した	産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した
	資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提	資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提
	出しなければならない。	出しなければならない。
	(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
	(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。) _ 貯金(普通貯金を除く。)	(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。) <u>及び</u> 貯金(普通貯金を除く。)
	及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。) 預金、貯金及び郵便貯金の額	預金 <u>及び</u> 貯金の額
	(5)~(10) [略]	(5)~(10) [略]
	2 [略]	2 [略]
2	(資産等報告書等の提出)	(資産等報告書等の提出)
	第2条 県議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により県	第2条 県議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により県
	議会の議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上	議会の議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上

第2条 県議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により県 議会の議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上 補充により当選人と定められた県議会の議員にあってはその当選の効力発 生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資 産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した 資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提 52条 県議会の議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により県議会の議員となった者にあってはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた県議会の議員にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提

出しなければならない。 出しなければならない。  $(1)\sim(4)$  「略]  $(1)\sim(4)$  「略] (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額 (6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び (5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項 第2項に規定する有価証券(株券にあっては、議長が定めるもの)に限 及び第2項に規定する有価証券(株券にあっては、議長が定めるもの) る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株式の に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあっては、株 銘柄及び株数) 式の銘柄及び株数) (7) [略] (6) [略] (7) 「略] (8) 「略] (9) [略] (8) 「略] (10) [略] (9) 「略] 2 「略] 2 「略] 備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。次項において「法」という。)の施行の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び法附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。